

松戸市教育委員会会議録

平成24年5月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成24年5月定例

開 会	平成24年5月15日 (火) 14時00分	閉 会	平成24年5月15日 (火) 17時00分	
署名委員	委員長 關 英昭 委 員 山田 達郎			
出席委員 氏 名	委員長 關 英昭	○	委 員 八 田 賢 明	○
	委員長職務代理者 川村 絹慧	○	委 員 山 田 達 郎	○
	委 員 瀧 田 泰 子	○	教育長 山 根 恭 平	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 24 年 5 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職名	氏 名	No.	部課名 及び 職名	氏 名
1	生涯学習本部長	柳 説子	21	博物館補佐	諸角 滋章
2	学校教育担当部長	遠藤 雅彦	22	教育研究所長	大井 徹
3	企画管理室長	平林 大介	23	〃 補佐	加藤 朋尚
4	〃 参事補	山口 明	24	スポーツ課長	須佐 賢一
5	〃 専門監	高橋 昌之	25	〃 補佐	梶野 勝彦
6	〃 主査	小宮 光生	26	〃 補佐	加藤 広之
7	〃 主任主事	内藤 秀明	27	指導課長	相磯 克典
8	〃 主任主事	藤中 孝一	28	〃 補佐	小出 斉
9	社会教育課長	櫻井 茂	29	学務課長	泉 晴行
10	〃 補佐	向後 文大	30	〃 補佐	山本 正美
11	〃 補佐	町山 茂昭	31	保健体育課長	加藤 博之
12	〃 補佐	野口 照彦	32	〃 学校給食担当室長	吉田 敏夫
13	〃 主幹	小野寺 くみ子	33		
14	〃 主査	藤谷 美伸	34		
15	青少年課長	秋葉 博章	35		
16	〃 少年センター所長	鈴木 啓太郎	36		
17	公民館長	須田 昌彦	37		
18	〃 主査	畠山 幸男	38		
19	博物館長	望月 幹夫	39		
20	〃 次長	松本 繁幸	40		

平成24年5月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成24年5月15日（火） 午後2時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

- ① 議案第24号
松戸市社会教育委員の委嘱について (社会教育課)
- ② 議案第25号
松戸市教育功労者の表彰について (社会教育委員) (社会教育課)
- ③ 議案第26号
松戸市文化財審議会委員の委嘱について (社会教育課)
- ④ 議案第27号
松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について (青少年課)
- ⑤ 議案第28号
松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について (公民館)
- ⑥ 議案第29号
松戸市教育功労者の表彰について (公民館運営審議会委員) (公民館)
- ⑦ 議案第30号
松戸市立博物館協議会委員の任命について (博物館)
- ⑧ 議案第31号
松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について (教育研究所)
- ⑨ 議案第32号
松戸市教育功労者の表彰について (スポーツ推進委員) (スポーツ課)
- ⑩ 議案第33号
松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について (スポーツ課)

- ⑪ 議案第 3 4 号
平成 2 5 年度に使用する松戸市教科書用図書採択に関する方針について (指導課)
- ⑫ 議案第 3 5 号
和解及び損害賠償の額の決定について (学務課)
- ⑬ 議案第 3 6 号
平成 2 4 年度 6 月教育費補正予算について (企画管理室)

4 その他

◎傍聴の報告

委員長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に2名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人に入ってください。

(傍聴人入室)

◎開 会

委員長 ただいまから平成24年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山田委員にお願いいたします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案13件、報告事項が若干あります。

◎議案第24号

委員長 初めに、議案第24号「松戸市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。
ご説明願います。

社会教育課長 議案第24号「松戸市社会教育委員の委嘱について」。

社会教育法第15条第2項の規定に基づき、別紙の者を松戸市社会教育委員に委嘱する。
提案理由は、委員の任期が満了するためでございます。

社会教育委員の職務は、社会教育に関して教育長を経て教育委員会に助言をすることとされております。過去2年間におきましては、松戸市における社会教育の振興策についてとして、望まれる青少年教育、家庭教育のあり方と各者連携の推進策について及び芸術文化活動

の支援と振興策について、この研究協議を行いまして、先月の教育委員会会議において提言書が提出されたところでございます。

この6月1日からの委嘱に当たりましては、次のページの名簿のとおり委嘱をしたいと考えております。9名の委員となりますけれども、このうち2番目の小林政弘さん以外はすべて新たに就任をいただく委員となっております。これまでの委員さん方、皆さん大変長くお務めいただきましたので、今回このような形になっております。

一番上の澤谷さんにつきましては、学校教育関係者として校長会のほうからの推薦をいただきました。

それから、3番目の山口恵理子さんですが、これは地域でさまざまな活動をされております青年会議所からお願いをした方でございます。大変申しわけありませんが、訂正がございます。役職のところを青年会議所副理事長となっておりますが、現在は、青年会議所監事ということでございます。申し訳ありません。

それから、次の藤澤進三さんですが、長年学校教育に携われまして、校長先生で退職をされた後に公民館で社会教育指導員としてご活躍をされました。

その次の山崎さんですが、昨年までPTA連絡協議会の役員として長年にわたりまして活動をしてこられました。

次の森めぐみさんでございますが、森さんは人権擁護委員さんでいらっしゃいますけれども、これまで公民館運営審議会委員としてお務めいただきまして、そうした経験を生かして今回社会教育委員としてさらにご活躍をいただきたいと考えております。

それから、学識経験の方、3人いらっしゃいますが、一番上の福留強さん、聖徳大学の生涯学習研究所長でいらっしゃいますが、千葉県の方の社会教育委員会会議の議長もしておられます。全国的に生涯学習、社会教育の分野で活動しておられる先生でいらっしゃいます。

次の大橋純一さんですが、流通経済大学の社会学部の教授でいらっしゃいまして、ご専門が地域福祉論、高齢化社会論などとなっております。

最後、神谷明宏さんですが、聖徳大学の児童学科の准教授でいらっしゃいます。児童文化ですとかレクリエーションなどの分野がご専門でいらっしゃいます。

以上の9名の方ということでございますが、今後また2年間お務めいただくということで、研究協議をお願いしていきたいと思っておりますが、その内容につきましては社会教育計画ですとか振興策についてという大きな部分はこれまでと同じですけれども、具体的にどうそれを絞り込んでいくかにつきましては、委員の皆様と協議をしながら進めていきたいと考え

ています。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。議案第24号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 もし計算されていれば、大きな問題ではないんですが、ただ傾向としてお聞きしたいので、平均年齢だけでも結構なんです。

社会教育課長 一番年長の方は70代で、一番若い方は30代でいらっしゃいます。あとは50代の方が5人、60代の方が2人ということで、大体50代の方が中心になっています。

山田委員 続けてよろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。

山田委員 福留先生は千葉県の社会教育の、正式な肩書きを教えてくださいいいですか。

社会教育課長 千葉県社会教育委員会議の議長さんでいらっしゃいます。

山田委員 なるほど。そうすると、福留先生はそちらの議長さんをなさっているということは、県の委員をある程度長くお務めですか。

社会教育課長 過去少なくとも2年以上は議長という形でしてらっしゃると思います。

山田委員 続けて、専攻はどういったことか、大学のほうでの。

社会教育課長 研究分野。

山田委員 研究分野がもしおわかりでしたら教えてください。

社会教育課長 福留先生は国立社会教育研修所の教務課とか文部省の社会教育官を務められた経験もございまして、文部省が生涯学習というのを立ち上げたときに大きなかかわりを持った方でいらっしゃいます。今現在、全国生涯学習フェスティバルの実施とか、全国生涯学習まちづくり研究会の結成にも携わり、生涯学習のまちづくりの部分では、全国にわたって指導をしておられます。

山田委員 ありがとうございます。最後に一つ。

前回の提言が、2つのテーマ、前回の社会教育委員の方々がおまとめいただいたものは恐らく引き継がれているんですね。その引き継ぎ方と、それから昔も提言なされていますけれども、そういう引き継ぎはどのようになされているかということをお教えてください。あるいはこれからなのでしょうか。

社会教育課長 きょうご承認いただきましたら、会議がございまして、会議の資料とともに

前回の提言書も当然お渡しします。ご覧になっていただいた上で、今期どのような形で議論を進めていくか。委員の皆様のご意見等をくみ上げながら協議をさせていただきたいと思っています。

山田委員 最後に、意見ですけれども、大変広い分野にわたるので、前回の提言も広い分野の中から2つの方向にある程度絞るということで、どう絞るかによっていろんなお話ができるし、あるいはすべてはできないといった意味でも、どういう情報からスタートをされるのでしょうか。適切に事務局がかかわらないとならないと思うんですが、方向づけをどんな方法でなされるのか、大変興味深く感じております。それはご自身でお考えになるということですか。殊に前回までに家庭教育という言葉が少しまだ生煮えな感じがしています。いや、前回の先生方はそれぞれ研究されたんですけれども、全体として定義といいますか、どうかかわっていくかというのを非常に家庭と公の間で難しい問題も含んでいるということを重々わかっているんですけれども、ぜひそういった点でご期待をしたいなというふうに思っております。

以上です。

瀧田委員 この前のときに提言書をご提出いただいて、大変興味深く、よくまとめていただいたと思っておりましたけれども、まさかお1人を除いて全員がおやめになるとは思いもよりませんでした。今回この中でいわゆる社会教育の現場に携わっている方、短期ではなくある程度社会教育の現場を担ってらした方はいらっしゃるのでしょうか。

社会教育課長 澤谷さんは校長会からの推薦ですので、私どもからお願いしたわけではないのですが、前回の提言書の中でもうまく進んでいる例として挙げられた松飛台第二小学校の校長先生でいらっしゃいます。

小林さんにつきましては、民間の立場でございますけれども、大きなカルチャーセンターに長年勤めてらしたということで、そういった経験がございます。

瀧田委員 カルチャーセンターですね。

社会教育課長 はい。

山口さんは青年会議所で、まちづくりの立場から青少年に関わるいろいろな取り組みにかかわっておられました。

どの方も実際現場にかかわっていらっしゃる方であることは間違いございません。

瀧田委員 大所高所から物を決めていくという立場も必要です。社会教育がどうしても予算的に削減されつつある中で、これから中年にどういうふうに社会教育を文化として根づかせて

いくかということが私もずっと問題だと思っていたんですけれども。

学校教育は結構力強く活動していると思います。音楽にしてもスポーツにしても。中高年の講座というのは何となく民間にまかせてしまって、社会教育としての土壌が育ちにくくなっているのが今の現状のような気がするんですね。年齢的な分布を調べていただければわかると思いますけれども、やっぱり50代はいいとしても、30代、40代の方の取り組みというのがどういうふうに道が開けていくのかなと危惧しているところです。それを民間サイドですべてやっていくのか、ある程度公的な地位として社会教育委員というものがある以上、それは一つの社会教育の大きな課題になろうかと思っておりますので、期待しているところです。

社会教育課長 次の議案で感謝状の関係がございますが、10年以上お務めいただいているということもあって、前回の委嘱の際に、今限りというようなお話も実はさせていただいて、研究協議を始めていただくに当たって、精いっぱいご意見を出してくださいというようなお願いをしてきたという状況でございます。

瀧田委員 社会教育課のほうでそういうことをきちんと全体を把握していただいているでしょうから、方向づけに関してはある程度現場の種々の問題、それからそのことによって停滞していること、そういうことへの施策というのを考えていただきたいと期待はしております。

この人選について意見はありませんが、ただ極端に1人だけで、あと全部やめるというようなことはやっぱりまずいかなというふうには、私は個人的には思いますね。2人でも3人でも残っていただいて、引き継いで前の課題を少しずつ拾っていくということもある程度必要なんじゃないかと思っております。

委員長 よろしいでしょうか。事務局はここでの委員の意見を社会教育委員の皆さんにお伝えするということもぜひお願いします。

社会教育課長 わかりました。

委員長 山田委員のご質問というか、ご意見の中にはありませんでしたが、今回の委員の出身母体を見ると、事務局は山田委員が以前からおっしゃっていたことをかなり取り入れておりますね。つまり、出身母体を変えることもやりましょうと言っておられました。年数もさることながら、いろんな団体があるんだから、いろんな団体からいろんな人に入っていただいて、意見を採用していく、ということも、人選をするときの一つの基準にしていましたね。今回事務局はかなりそれを重視しているという気がしました。次の議案の功労者の皆さんの出身母体とかなり違いが見られますね。という意味では、事務局なりにそれぞれ苦労されたのかなという気がしました。

学識経験者が今回ふえましたね。去年はお1人だったかと思いますが。

社会教育課長 今回の学識経験者として、大橋先生は福祉の方面で松戸市のいろいろな行政でお手伝いいただいたりとか、地域の福祉協議会の関係などにも携わっておられますし、神谷先生は子ども会の関係の全国的な役職についてらしたり、こどもの城の運営に当たってらした経験などもおありなんですね。そんなこともあって、またいろいろな発想もお持ちかと思しますので、お願いしたところです。

委員長 社会教育委員規則では委員は10名以内ということでしたね。

社会教育課長 はい。

委員長 以前は7名でしたか。

社会教育課長 9名だったんですが、途中で渥美委員さんがおやめになられて、最終的には8名という形になりました。

山田委員 ちょっと確認。会議日程がどれぐらいのペースで行われるのかということがもしわかれば教えていただきたい。

社会教育課長 6月に第1回目、委嘱式とあわせて会議を行います。その後、11月か12月に行い、来年、2月、3月ごろに行うという形で、年3回が原則です。2年間ですので、年6回なんですね。予算的には以上なんですけど、前回の委員さん方はそれ以外にも大変熱心に取り組んでいただきましたけれども、その辺についても委員の皆さんのいろいろなご意見の中からどう進めていくかということになると思いますが、基本的には年3回の社会教育委員会議ということになります。それ以外にも東葛地区の社会教育委員連絡協議会のほうへ役職で行ったり、そちらの全体研修会に参加したりとか、そういったことはございます。

山田委員 ありがとうございます。

年3回ということで、どれぐらい実質的な問題提起とか、あるいはそれに向けて討議が皆さんで議論が深められるかといったところは、限界があるのかもしれないなというふうに感じています。いろいろと慣例といいますか、流れがあるんだと思うんですけども、仮にやる気のある皆さんでもっとやりたいということになると、事務局的には対応されるんですか。

社会教育課長 はい。過去2年間それでずっとやってまいりました。

山田委員 そうですか。去年の例でいくと何回ぐらい。

社会教育課長 去年は9回から10回ぐらいでした。年3回の会議は全体会にしましょうということで、あとは分野ごとに集まって研究を進めたという形で、すごく熱心にやっていただきました。その会場のセッティングですとか、一緒に立ち会ったりとかはしています。ご自分

ただだけでやりますというときはやっていただきましたけれども。

委員長 提言書を出していただいたときに、これからこういうことをやりたい、けどそれにはかなりの予算の裏づけも必要である、したがってこの提言書・報告書は市長にも提出していただくんですね、ということをお願いしました。

社会教育課長 しております。

委員長 市長によく言っていただいて、予算づけができるよう進めていただきたいということですね。

社会教育課長 はい。市長にも提言書を渡しております。

委員長 さて、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第24号についての質疑及び討論はこれにて終結し、採決いたします。

議案第24号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第24号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第25号

委員長 次に、議案第25号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明願います。

社会教育課長 議案第25号「松戸市教育功労者の表彰について」。

松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づき、別紙の者に感謝状を贈呈する。

提案理由は、社会教育委員としての多大な功績と労苦に感謝の意を表するためでございます。

次のページでございますが、今お話が出ました提言書をいただいたときの委員さん方の中で該当する方ということで、長い方で14年間、短い方でも10年かかわっていただきまして、熱心に取り組んでいただきました。それに対して感謝状を贈るということでございますので、よろしく願いいたします。次頁にそれぞれの推薦調書をつけてございます。

委員長 議案第25号につきましてはただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

瀧田委員 この5人の方のほかに抜けてらして6人で、あとお2人がもう少し任期が短くてい

らっしゃるんですね。

社会教育課長 はい、そうです。

瀧田委員 2期ぐらい。

社会教育課長 神明校長先生は2期4年務めていただきました。久保委員さんは1期2年です。

表彰基準において3期6年以上という基準がございますので。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第25号につきましてはこれで質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第25号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第25号は原案どおり決定いたしました。

櫻井課長から、くれぐれもよろしくお伝えください。

社会教育課長 恐れ入ります。ありがとうございます。

◎議案第26号

委員長 次に、議案第26号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

社会教育課長 議案第26号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」。

松戸市文化財の保護に関する条例第25条第2項の規定に基づき、別紙の者を松戸市文化財審議会委員に委嘱する。

提案理由は、委員の任期が満了するためでございます。

この文化財審議会委員の職務といたしましては、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問にこたえ、または意見を具申し及びこれらに必要な調査研究を行うというものでございます。

次の2ページのところに7人の方の名簿がございますけれども、いずれもそれぞれの専門分野に基づいて入っていただいております。皆様方これまでずっと継続して市内の文化財についての研究協議をしていただいておりますので、今回も全員再任という形でのお願いをしたいと考えております。

なお、過去2年間におきましては、教育委員会会議から指定文化財の諮問を受け、いずれ

も小金の東漸寺さんですけれども、あちらのしだれ桜、高城氏制札、二十五菩薩来迎図につきまして調査研究を行っていただき、これらが松戸市の指定文化財となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

委員長 議案第26号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

瀧田委員 前にも伺ったと思いますが、専門はここに書いてありますが、これが問題かという
と明確なものではないんですが、居住または勤務先が松戸とか、そういうコネクションはどう
うなんでしょうか。

社会教育課長 藤井先生は千葉大学園芸学部です。大井先生は新松戸のほうでいらっしゃいます。
3番目の福田先生ですけれども、お住まいは多摩のほうで、ちょっと遠くでいらっしゃいます
が、市立博物館がオープンするときに、その中の資料についていろいろご指導をいた
だいた先生です。4番目の山浦先生は鴻巣市のほうで、こちらも、ちょっと遠いですが、松
戸市内の遺跡の発掘にかかわっていただいている先生でいらっしゃいます。それから、金丸
先生はお隣の流山市でいらして、民俗学についてお願いしています。渋谷先生は下矢切のほ
うでいらっしゃいます。佐藤先生は越谷のほうですが、市内の文化財の資料の調査にかかわ
っていただいたという経過がございます。

瀧田委員 今まで8期とか6期とか長くていらっしゃるから、何らかの形で松戸市文化財につ
いて詳しくいらっしゃるんでしょから、いろいろ愛情を持って文化財の方向づけをお願い
したいというふうに思っているんで、ちょっと伺いました。

委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 前にもここで述べたかもしれませんが、松戸市の文化財をどのように決定し、それを
次の世代に残すかというような部分も含めて、専門家の視点はとても大事です。と同時に、
この人たちにいつまでも頼るのではなくて、後進を育てるということ、次の世代の人たちを
育てるということも重要であるとも思っています。したがって、いつまでもこの有名な先生
方をお願いするというのも、そのうちにはやはり考える必要があるかなという気はします。

それでは、よろしいでしょうか。議案第26号につきましては、これで質疑及び討論を終了
し、採決いたします。

議案第26号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第26号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第27号

委員長 次に議案第27号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

少年センター所長 青少年課少年センターでございます。よろしく申し上げます。

議案第27号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

松戸市少年センター設置条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、次の者を松戸市少年センター運営協議会委員に委嘱する。

提案理由でございますが、人事異動に伴い松戸市少年センター運営協議会委員に変更が生じたことから、後任者を委嘱するためでございます。

松戸市少年センター設置条例第3条及び施行規則第3条の規定によりまして、現在16名の方々に少年センター運営協議会委員を委嘱させていただいております。今般、運営協議会委員のうち警察関係で構成されております3号委員及び学識経験者で構成をされております4号委員に、それぞれ人事異動によりまして変更が生じたため、ご提案をさせていただくものでございます。

次ページの委嘱者名簿をごらんいただきたいと存じます。

警察関係の欄でございますが、松戸東警察署生活安全課長、松山忠雄様につきましては、前任の落合豊様から委嘱がえをさせていただくものでございます。

次に、学識経験者の欄でございますが、主任家庭裁判所調査官のうめだいずみと読みます榎田泉様につきましては、前任の飯田邦男様から委嘱がえをさせていただくものでございます。

以上、2名の委員さんの選任についてご提案をさせていただくものでございます。

なお、任期につきましては本来2年となっておりますが、今回、前任者の残任期間ということから、ご承認をいただければ本日、平成24年5月15日から平成25年10月31日までの期間となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。議案第27号につきましてはただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論を行います。

山田委員 このお二方はそれぞれの警察、あるいは裁判所の異動ということに伴うものというふうにご説明ありましたので、個人的なことについては特に問題ないのではないかとこのように思います。

この案件については毎回質問させていただいていると思うんですが、少年センターのほうでかかわった最近の傾向とか何か新たな動き、そういったことについて運営協議会のほうでもバックアップしていただける、少年センター自体の動きの中で特に傾向みたいな新しいものがありましたら、この際教えていただければ。

少年センター所長 一つ最近ちょっと話題になったといいますか、問題視しているような事柄としては、警察関係の情報でございますが、少年犯罪の件数は前年よりも減少しています。しかしながら、小学校低学年の万引きがあったり、また幼稚園児が万引きの手先となって、罪意識がないままコンビニで万引きをした事案があったということで、低年齢化が目立ったというお話がございました。警察の体制が充実をしていますが、その受け皿である家庭環境がしっかりしていないと更生を望めないというのが現状だというお話をいただきました。家庭環境が最も大事だということについては、以前から毎年言われていることではございますが、地域全体で協力して見守り、そして考えていかなければいけないと思います。

また、もう一つ話題なんですけど、稔台にJKカフェといたしまして、女子高生という意味のJKです。その店で十四、五歳の少女を働かせていたとして店長が逮捕されました。14歳の中学生2名と15歳、16歳の少女たちを補導したという事件がございました。この事件は、稔台に住む私たちの少年補導員さんが以前からその店に出入りしている少女たちを見かけていて、交番に通報していたものでございます。話題はまだほかにもあるんですけども。

あと、学校現場のお話で、やはり夜遅く、塾帰りとか遅くなってからカラオケとかネットカフェとかその辺にたむろしている子どもたちがいます。そういうところを巡回して実効性を上げたらどうだというようなご意見がありました。しかし、また別の委員さんからは、補導員さんはボランティアで女性の方も多いです。そういう遅い時間に補導活動は難しいのではないかとというような意見もございまして、我々センターとしても少年補導員の巡回時間、夜遅くにするとか深夜にするとか、それは危険も伴いますし、難しいのではないかと。警察の専門補導員さんに任せるのがよいのではないかとこの結論に至ったという経緯。そんなお話もございました。大体そんなところなんです。

山田委員 ありがとうございます。こういう協議会でどういう議論がなされているかという

ことは、お聞きをしないとなかなか私どもわからないんですが、委員さんだけの選任でいい悪いはないんですけれども、そういう意味でお聞きをしました。それぞれに簡単に解決できる問題ではないと思いますし、そのためにいろんな分野の方が集まって情報交換しているということにお任せをまさにすべきだろうと思いますが、そういった情報が集まった中でどう、一般に発信すべきかどうかは大変難しいんですけれども、情報を共有して、少し社会の中でもみんなに意識を向けていくということが、できる限りのことを事務局としてやっていただきたいと思います。それぞれの委員さんについてはそれぞれの分野でご尽力いただきたいというふうに思います。教育委員会で考えるべきことがあれば、ぜひお話を出していただければと思います。

教育長 補導と直接ではないんですが、昨日も何か古ヶ崎方面で刃物を持って歩いている人がいたという子どもからの情報を受け、警察、学校、教育委員会とばっと連絡とりあい集団で下校する対応をとるなど、警察も含め、関係機関との連携が非常に早いというんでしょうか、そんなふうになっております。時間帯にもよって、見守りの主役が補導員の方になるなど、そんなすみ分けも結構できているのかなと思っています。

山田委員 少年センターでのこういった情報交換を核にして……。

教育長 そうです。

山田委員 いろいろと動きを早くする。

委員長 松戸市少年センターというのはどこにあるんですか。

少年センター所長 青少年課の課内にございます。

隣です。

委員長 この間、県から譲り受けた施設は何ていいましたか。

川村委員 青少年会館。

少年センター所長 会館、建物ですね。

委員長 わかりました。そうですね。山田委員が言ってくれたように、教育委員会のこの会議でもし議論することがあれば、ぜひ議題としてとり上げていただきたい。私もそう思います。

したがって、事務局でいろいろとお考えになって悩まれることも、これは一つのお仕事でしょうが、それだけではなくて、我々に何かできることがあれば議論させていただきたいと思っています。

少年センター所長 ありがとうございます。

川村委員 今、山田委員からも出されましたが、今までも運営協議会についてはいろいろと話

題になってきましたが、運営協議会は年間3回ですね。

少年センター所長 協議会は年間4回開催してございます。

川村委員 その4回の中での情報の共有ということで、いろいろと各機関から出されていますが、それがどう伝わっていくのかというあたりがいつも不安でたまらなかったのですが、今、教育長さんからは学校現場と警察が連携とってやっているということですが、運営協議会で出されたものが具体的にどう発信され取り組まれているのかというのは、私たちには見えな
いんです。その辺を教えていただければありがたいと思っています。

少年センター所長 私ども少年補導員さん144名、教育委員会が委嘱しておりまして、その活動の中に補導活動と地区活動としての地区会議を年間26回開催しております。その地区会議の場で情報はかなり提供はしています。

もう一つ、いつも瀧田委員からお話があるんですが、今インターネットの話がかなり多い。

瀧田委員 はい、聞こうかと思ったんですけども、毎回お願いするので。

少年センター所長 はい、申しわけございません。インターネットの問題につきましても以前からご指摘がございまして、実は昨年、23年4月から県の県民生活課という課のほうでネットパトロール、そういう事業を開始いたしまして、ここでちょうど1年経過したところでございます。

先月、4月17日の日刊紙にも1年間の統計を出して紹介されておりましたが、県内の公立中学校、高校について、主にプロフィールサイト、プロフと言われるサイトを中心にパトロールを実施していただいております。その中で個人を特定して誹謗中傷、それから暴力や飲酒、喫煙などの写真掲載、そういった問題行動、あるいはわいせつの表現とか、そういった内容の危険レベルを判定して、レベル1、レベル2、レベル3という判定をしまして、レベル3の刑事事件、あるいは自殺に発展するおそれのある緊急性の高いものについては、その都度県警に通報します。

レベル2のいじめ、飲酒、喫煙などの問題行動については、生徒への指導、削除依頼が必要なものについては該当する教育委員会に連絡をします。レベル1の情報提供の範囲であれば、レベル1は情報提供の範囲でございます。

この1年間の統計で問題のある書き込みが2,000件を超えました。その半分以上が学校名や顔写真など、自分の個人情報を公開しているものです。その利用者については女子が8割以上を占めております。学年別では中学3年生と高校1年生がそれぞれ約3割を占めていたという報告がございました。

このネットパトロール、県の事業ですけれども、その結果が毎月県のほうから月例報告ということで統計データが送付されてまいります。このネットパトロールの月間の報告についても地区会議等で資料を配付して説明を加えて、情報提供はしておるところでございます。このネットパトロールは、県の職員2人が専属で画面に向かって朝から晩までやっているんですけれども、希望があれば松戸市から、松戸市内の中学校をちょっとやってくれよということがあれば、即対応してくれるという体制になっています。ですから、県内少年センター、19市ございますけれども、県のほうでそれだけやっていただいていますので、情報をいただくことができますので、非常にいい事業かなと。利用させてもらっています。

以上です。

川村委員 犯罪として事件になっているものはありますか。

少年センター所長 犯罪は少ないです。書き込みの例といたしましては、先生のお名前、教員のお名前、だれだれ死んじゃえとか、何組のだれだれ、生徒の名前を書いて、嫌いだとか何だと。あるいは居酒屋での飲み会の写真、それから自分の裸の写真をブログに掲載とか、たばこを吸っている自分の写真を掲載とか、あるいは酒の空き缶を山積みにした写真を掲載とか。

危険なところでは、レベル3が3件ありまして、その2人は昨年5月に千葉市中で2男子が死亡した傷害致死事件に関連して、無関係の中学生の顔写真をネット上に掲載したと。もう一人は女子中学生ですが、ブログ上で客をとるとか、仕事の紹介があるよとか言っていた女子中学生。その後に県警が調べたら買春が発覚した。そんな大きな事件がございました。

山田委員 すみません、関連。2,000件というのは千葉県警のもので……

少年センター所長 千葉県内の。

山田委員 ネットは思うんですけれども、要は県内の学校名で調べるんですか。私も余りプロフィールというのは見たことがないんですけれども。学校名で検索しているんですか。

少年センター所長 学校名で入れます。

山田委員 学校名で。それは順番にやっていくので、2人がつきっきりでやっても全部を毎日見られるわけではない。

少年センター所長 見られませんね。例えば松戸市内であれば「松戸市」でスペースして「一中」と入力すると、一中の生徒でみんなハンドルネームを持っていますから、それがずらっと一覧が出ます。それを一つ一つ開いていって、どんな記事が書いてあるのか、どんな写真

が掲載されているのかを見ていきます。一中が終われば今度二中と、そんな検索の仕方ですね。

山田委員 ありがとうございました。

瀧田委員 レベル2が2,000件とさっきおっしゃいましたけれども、レベル2ぐらいだと削除の指導をするんですか。

少年センター所長 レベル2は317人おりましたけれども、自分の飲酒していたり喫煙したりの記事を書き込んでいます。これは教育委員会に連絡して、そこから学校に、本人に行くんですが、本人が削除するように指導する。

瀧田委員 でも、そういうことをちゃんとしていくと、少しずつ徐々にある程度の規範意識ができてくるのかなというふうに期待するところですけども、引き続き、もうほとんどこれからはネット上の問題が多くなりますから、それを無視しては少年非行とかそういうのは課題なんじゃないかなと。もう一つ私いいですか。

委員長 どうぞ。

瀧田委員 薬物関係が実は今までになくいろんなところではびこっているということを知っていますが、青少年に関しては比較的安全なんですか。それともそれが問題になっているのでしょうか。明確に。

少年センター所長 薬物についての情報はうちのほうには入っていません。

瀧田委員 情報は入らない。

少年センター所長 ええ。

瀧田委員 それは警察か何かでやっているんでしょうね。

少年センター所長 あるいは保健所といいますか、今、健康福祉センターですか、あちらのほうメインになっています。

瀧田委員 そうですか、わかりました。何か余り騒がれないけれども、結構内密にネット上でも私たちにはわからない情報のやりとりが頻繁に行われているということで、このごろ新聞なんかで言われていることなんで、やっぱりあるんだなというふうに思っていますが、低年齢化していなければうれしいなと思います。

少年センター所長 今、携帯電話なんか子どもが利用する場合にはフィルタリングが入っています。そのフィルタリングについては販売会社の説明責任もありますし、今度購入するほうもフィルタリングの説明を受けて、それを解除するには保護者の正当な理由が記載された書面を提出しないと解除できないということですので、大分有害サイトへのアクセスとか、そういうのは制限されます。

山田委員 フィルタリングについては、使い勝手悪いから何とかしてくれというのが大体子どもの意見です。そうしたら、どこまで子どもを信用するのかという、今度は親子内での話になっちゃう。

少年センター所長 フィルタリングも2種類あって、がちがちのフィルタリングとやわらかいフィルターをかけるのと。ですから、小学校、中学校、高校で使い分けていただく。

委員長 そうですね。最近の報道では薬物と言えるのかどうか、合法ハーブなるものがかかり横行しているようです。この件についての情報はまだ入っていませんか。

山田委員 自動販売機みたいですね。

少年センター所長 私どもには入ってきておりません。

委員長 あの手この手で市民生活に入ってくるのが常です。したがって完璧にシャットアウトすることはできないけれども、子どもたちに悪い影響を与えないようにするために、我々に何ができるかですよね。そこはやはり我々としても情報がある程度つかんでおく必要がある。

それと、さっきの説明の中で、塾帰りの子どもが帰りにカラオケにというようなことをおっしゃった。これは教育委員会の問題なのか、それとも教育委員会だけで議論するよりも、むしろ塾のほうと相談して、塾で帰りにはそういうところには行かないようにという指導もしていただく必要がありますよね。だから、そういったところと情報交換しながら、協力してもらうところは協力していただくということも必要じゃないでしょうか。

幼稚園児を利用した万引きというのは、ただならぬことですね。困りました。いかがでしょう。今回は委員の委嘱ということが案件です。新任でお2人お願いするという案件ですが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、質疑及び討論をこれで終結し、採決いたします。

議案第27号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第27号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第28号

委員長 次に、議案第28号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

公民館長 公民館長でございます。

議案第28号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

松戸市公民館の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、別紙のとおり松戸市公民館運営審議会委員に委嘱するものでございます。

提案理由につきましては、松戸市公民館運営審議委員会の任期が平成24年6月2日をもって満了することに伴い、後任者を委嘱するためでございます。

任期につきましては、平成24年6月3日から平成26年6月2日まででございます。

なお、提案しました後任者の名簿につきましては、次のページの別紙のとおりでございます。後任者9名中、再任が5名、新任が4名でございます。

新任について提案理由をご説明いたします。

まず、学校関係者の専任は松戸市校長会にお願いをしております。今回、校長会での役割の変更に伴い、これまで委嘱しておりました上本郷第二小学校、三輪陸子先生から幸谷小学校長、成瀬美重子先生に委嘱をさせていただきたいと考えております。

次に、社会教育関係者としまして、地域の連携を強化することをねらい、PTA連絡協議会会長、星典子さん並びに松戸市スカウト連絡協議会会長、杉本景子さんに委嘱をさせていただきたいと考えております。

次に、学識経験者につきましては、かねてより地元大学との連携を図り、地域社会における学習機会の提供並びに専門の見地からの講座等、学習内容に幅広い意見を伺いたいとの理由で専任をしてきました。今回、5期10年続けていただきました聖徳大学教授の清水先生が退かれた後の後任といたしまして、聖徳大学人文学部文化学科准教授、齊藤ゆか先生に委嘱をさせていただきたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。議案第28号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

川村委員 先ほど社会教育委員で小林さんという方が出てきましたけれども、この審議委員のほうでも小林政弘さん、兼ねていきますけれども、これは仕事をしていく上では支障はないんですか。

公民館長 もともと平成10年までは社会教育委員会議の中に公民館運営審議会の内容も同様に

入っております、平成10年に分かれております。その様な関係で、社会教育委員会議とは非常に密接な関係がございます。小林委員に引き続きお残りいただきまして、連携を図っていきたいと考えております。

川村委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 ほかにいかがでしょうか。これも次の議案の教育功労者の案件と関連します。3名の方が次の議案に出てこられますけれども、新任として今回は4名お願いしたいということです。特に委員会の会議の回数や、あるいはそこで扱っておられるテーマについての何か質問ありますか。特に公民館で最近力を入れている、あるいはこのところ委員会で問題になっているようなところはありますか。

公民館長 前回の公民館運営審議会でご答申いただきまして、家庭教育学級及び家庭教育学級の市でのあり方という形の答申をいただきました。3年計画の中で、家庭教育学級を含めた家庭教育の推進に努めていくということで、今回はあえてPTA、スカウト連絡協議会から2名、社会教育委員関係の方にお入りいただきまして、特に地域との連携を図っていきたいと考えております。

委員長 このスカウト連絡協議会というのはどういう団体ですか。

公民館長 ボーイスカウト、ガールスカウトの団体、市内の団体です。

委員長 両方の連絡協議会。

公民館長 はい。地域ごとに各団がありまして、どこでやるかというのは別として、全体としてご協議いただけたと考えております。

瀧田委員 公民館事業、実際に展開しているところというのは、浅間台にある総合福祉会館で開設されるのでしょうか。

公民館長 浅間台で公民館の講座をやることは比較的少なく、松戸駅周辺の市民劇場、ゆうまつど、それから勤労会館を主に使っております。松戸駅から矢切までバスにまた乗ることが参加者の不便をかけておりますので。

瀧田委員 前からそうでしたか。

公民館長 そうです。

瀧田委員 ああ、そうですか。じゃ、全市規模的に事業に参加することは市民にはできるということですね。

公民館長 そうです。講座によりましては、地域の市民センターで開催するものがございますので、地域ごとで開催することもございます。

山田委員 今後の会議の開催予定をちょっと教えていただけますか。

公民館長 従前、6月の頭を開きまして、社会教育委員とほぼ同じようなペースで、11月、12月に1回、それから来年の2月に1回、年3回、2年間で6回という形になります。

委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 これで質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第28号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第28号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第29号

委員長 続いて議案第29号をお願いいたします。

公民館長 議案第29号「松戸市教育功労者の表彰について」。

松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づき、別紙の者に感謝状を贈呈する。

提案理由といたしまして、松戸市公民館運営審議会委員として多大な功績と労苦に感謝の意を表するため。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第29号について質疑及び討論を行います。3名の方の推薦調書が添付されております。4期8年、5期10年、5期10年お務めいただいた方になります。よろしゅうございますか。

質疑及び討論のご発言がなければ、終結し、採決いたしますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、これより議案第29号を採決いたします。

議案第29号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第29号は原案どおり決定いたしました。

山田委員 委員長、ここは全然問題ないとして、公民館の運営審議会、それから先ほど来の社会教育委員もそうなんですけれども、年3回の会で、あるいは少年センターもそうですけれ

ども、大体バックアップをする、あるいは情報交換するということが基本的なこういう何ていうか、外部委員の仕事のあり方としてあると。この教育委員会は月に1回原則として行われているということで、かなり情報というのはだんだん積み上がってきた。

そこら辺というのは、今の制度上はそんなものかなと思うんですけども、やっぱり新しいことを吸収するには、それぐらいだと多分事務局側も有益な情報が上がってこないんじゃないかという気がするんです。ですから、やる気のある社会教育委員のときにはだだだっと9回、10回やる。またこれ極端ですけども。

何かいい、事務局にとっても言ってみれば執行権は事務局、行政側にあるわけですから、それはそれでぜひやっていただかなくてはならないんですが、いい形でやるというのは、年3回ぐらいというのはいいのかどうかについて。決して今すぐ回答を欲しいのではないですが、どうなんでしょう。現場を長らくやっている瀧田先生とか、何か。

瀧田委員 私が社会教育委員のときは提言書を4年間で、2つまとめたんですけども、それはやっぱりしょっちゅう委員会を開いて、そして前回やったものの積み重ねでやっていきますからね。そういう一つのテーマを持ったときは大変です。ただ、ある程度の予算が決められていますから、それを超してやるというのは市のほうとしては言えないわけです。

山田委員 言えないし、やれないし。

瀧田委員 だから、その辺は予算組みがもう決まった中で、せいぜい年3回ぐらいしかできないんですよ。そのことが変わらない限りは、多分。

山田委員 仮に出来るといったってそんな簡単な問題じゃないということでしょうか。

瀧田委員 会議だけが充実すればいいというわけではないでしょう。前もって審議内容を検討してもらおうなど、それは行っているんですよ。現場で見て慌ててということはないと思います。

公民館長 資料については前もって。

瀧田委員 文書で意見交換を進めるのも合理的ですね。3回ぐらいの会議でもその内容を10回ぐらいに広げるということはできるんです。

公民館長 現在はメールがありまして、データとして添付で結構送れますので、内容的な部分のものについては、比較的委員さんとのやりとりというのは行われております。そういう部分で言うと、事前の資料ですとか、向こうからの訂正だとか、その辺も検討して、何回かやりとりは、3回だけの会議ではなくて、実際上は、ご出席いただくとそれなりのコストも含めて、委員さんたちおっしゃられたとおりにかかりますので、ご参集するというのはなかなか

難しいという現状があります。

山田委員 大学の中などはメールというか、何かある一定の場の中で議論をわーっと深めておいて、年1回集まると、ああこういうことを言っているんだ、あの人は。という感じで。いろんな形態があると思うんで、決して数多くやるのがいいとは思わないです。有効な意見を情報交換がなされるようにいろんな方法を考えて、せっかくの民間委員の有効利用をしていただけたらと。まだもうちょっと議案が続きますからね。

委員長 そうですね。山田委員の心配されることはよくわかります。ただ、お願いしている委員さんもそう自由な身である人ばかりじゃないとすれば、頻繁に会議をやっても出席できないということもあり得る。したがって、メールという手段を通じて事前の意見交換をして、会議でもって集中的に審議をすると。そのメールという手段でもって問題点を吸い上げるといようなこともあり得ると思います。委員の皆さんとそういう意見交換をやって、情報を共有する。新たな問題点はどんどん言っていただく。それを通じて委員会でもって集中的に議論していただくということでもよいと思いますね。

山田委員 終わったところで、申しわけありません。

委員長 いえいえ、お気持ちはよくわかります。

◎議案第30号

委員長 次に議案第30号「松戸市立博物館協議会委員の任命について」を議題といたします。

ご説明願います。

博物館次長 それでは、議案第30号「松戸市立博物館協議会委員の任命について」提案理由のご説明を申し上げます。

松戸市立博物館協議会委員のうち、学校教育関係者に変更が生じたため、残任期間である平成25年9月30日までの後任者を任命するため、ご提案いたすものでございます。

松戸市立博物館協議会につきましては、博物館条例第8条第2項において、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者の4区分から教育委員会が任命することとなっております。本協議会委員のうち、学校教育関係者といたしまして、松戸市校長会推薦の委員につきまして、新年度に入りましてから委員の変更の連絡がありましたので、松戸市立博物館条例第8条第3項の規定に基づきまして、学校教育関係者の残任期間の委員として任命するものでございます。

委員の候補者は、松戸市立和名ヶ谷中学校校長、綿貫貴氏でございます。任期は、本日平成24年5月15日より平成25年9月30日までとなります。

委員定数につきましては、博物館条例で10名以内となっておりますけれども、本日提案させていただきます綿貫先生をご承認いただければ8名となります。

以上、よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。議案第30号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。まだ議案が幾つか残っております。少し審議の速度を速めたいと思います。いかがでしょうか。綿貫校長先生に新しく入っていただくということで、その他の方には異動ありません。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第30号についての質疑及び討論はこれにて終結し、採決いたします。

議案第30号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第30号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第31号

委員長 議案第31号に入ります。議案第31号「松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

教育研究所長 議案第31号「松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」。

松戸市心身障害児就学指導委員会条例第3条、第4条に基づき、別紙の者を松戸市心身障害児就学指導委員会委員に委嘱するものでございます。

提案理由でございますが、松戸市心身障害児就学指導委員会委員に欠員が生じたため、新しく委嘱を行うためでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。新しく委嘱する委員の方の名前を挙げてあります。

3ページをごらんください。こちらのほうがわかりやすいと思いますので、こちらでご説

明させていただきます。

氏名の欄に下線を引いてあります4名、教育委員会事務局職員の鮎川渉、学務課長補佐。特別支援学級設置校校長代表、三輪睦子、上本郷第二小学校長。学級担任等には鈴木利枝、貝の花小学校言語担任。学識経験者では、田所明房、県立松戸特別支援学校長でございます。備考の欄に書いてある4名につきましては、人事異動に伴う退任者でございます。任期は平成24年6月7日から平成25年6月6日まで、前任者の残任期間でございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。議案第31号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 手短に。人事異動に伴うものとして、人選についてはよろしいかと思いますが、心身障害児就学指導委員会委員の担当される案件というものが、人数の推移とといいますか、傾向があればこの際教えていただければ。

教育研究所長 昨年度の審議件数は61件です。大体60件から80件前後まででここ数年推移しております。

山田委員 確認なんですけれども、心身障害児とここで言われているような子どもたちの通う学級とかの数は、松戸市内、いろいろふやしていただいていると思うんですけれども、そういう意味では近くで、あるいはニーズに近いところで通っていただけるようになってきたという認識でいるんですけれども、そういう意味ではここ数年大分学校が急速にふえたというふうに認識しているんですけれども。

教育研究所長 知的の学級、それから情緒の学級等ふえてきておりますので、そういう部分では比較的自分の住んでいるところの近くの学校に通えるようになってきているという現状はあります。

山田委員 わかりました。確認でした。

委員長 そうですね。ここでも何回か議論させていただいていますね。いかがでしょう。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 先ほど特に審議をせいたわけではありませんが、会議は大体2時間程度で終了するのがよろしいかと思っています。そういう意味で少し急いでいるように受け取られましたらご勘弁願います。なるべくスムーズに進めたいと思いますが、ご質問は大いに引き受けます。

いかがでしょう。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第31号についての質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第31号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第31号は原案どおり決定いたしました。

教育研究所長、きょう用意していただいた書類、こういう書き方はとてもいいと思います。備考欄にこういうふうに書いてあると非常にわかりやすいですね。こういう書類提出の仕方はとてもいいと思いました。ありがとうございました。

◎議案第32号

委員長 次に、議案第32号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明願います。

スポーツ課長 それでは、議案第32号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

提案理由といたしましては、松戸市スポーツ推進委員としての多大な功績と労苦に感謝の意を表するためでございます。

2ページから功労者の一覧でございます。上から、新松戸地区の香川和香さん、スポーツ推進委員連絡協議会、前会長でございます。小金地区の細野匡史さん、常盤平地区の木下静男さん、馬橋地区の小暮廣弥さん、小金地区の手打雅子さん、東部地区の松田幸藏さん、小金原地区の関和枝さん、小金原地区の井川正夫さん、常盤平地区の武藤幹和さん。

以上9名の方々でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございました。議案第32号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 会長さんですか、香川さんは昭和6年生まれということで、多年の功績に敬意を表したい。

参考までにちょっとお聞かせいただきたい。一番最後の武藤さんは、お年はまだお若いんですけれども、何か地区内での推薦で入れかわったというふうなこと。わかれば。表彰ですので全然いいんですが。

スポーツ課長 武藤さんは仕事の関係で今回やめられるということです。

山田委員 さっき瀧田委員さんからもありましたけれども、三、四十代の社会参加。社会教育の一環にもあるようなつながりがある。こういうところに若い方が入ってくるようになるといいなと思う。

瀧田委員 余談になりますけれども、これは長くご功績のあった方には本当に丁寧に感謝状を差し上げていただきたいと思いますが、この前、新任委員さんが何名か委嘱されましたが、70過ぎて新任委員さんがいらしたというのは、時代の流れで仕方がないのかなという感じはあるんですけど。スポーツ推進委員というのは結構きつい仕事だと私は思っています。

地域の運動会といっても、朝の6時から用意をしないと8時半ぐらいに開会できないという状態で、続けて70才、80才になった方はまだ要領がわかっていますから大丈夫でしょうが、新規でお年で入ってらっしゃる方は大変だと思います。地域の中で人材を発掘していくというのは大変なんだろうなという思う一方、地域スポーツとか社会体育のあり方というのを考えていっていただきたいなと思います。

山田委員 表彰はいいとして。

瀧田委員 表彰はいいとして。学校の、例えばママさんバレーとか、そういうものから出てくる団体は割合若い方が出てくるんですね。ただ、その方たちが指導的な立場までいくかというのと、なかなかそうはいかないですよ。ですから、スポーツ推進委員という指導的な立場にある方というのは貴重だと思います。スポーツ課さんでも丁寧に接してあげていただきたいなと思っていつもお話ししているところですけども。何期の人が一番短かいですか。

スポーツ課長 井川さんが3期。

瀧田委員 そうですね。3期の方もいらっしゃるんですね。2年が1期ですからね。割合に回転が早いですけれども。新しい人材を発掘するのは大変だなと思います。

委員長 よろしゅうございますか。

中には親の介護のためにふるさとに帰るといふ人もいますよね。個人的にやむを得ない事由のある人もおられるでしょうから、スポーツに理解があつて、優秀な方なただけけれども、やむを得ないですよ。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第32号の質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第32号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第32号は原案どおり決定しました。

◎議案第33号

委員長 続いて、議案第33号「松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

スポーツ課長 それでは、議案第33号「松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

本議案は、本件条例案を6月定例会市議会に提出するよう市長に申し出るものでございます。

提案理由といたしましては、指定管理者に管理を行わせることができる施設を追加するためでございます。

新たに指定管理者に管理を行わせる施設は、運動公園内各施設、栗ヶ沢公園庭球場、金ヶ作公園庭球場、松戸中央公園庭球場、新松戸庭球場及び新松戸プールを予定しておりますが、条例の具体的な改正内容につきましては、資料の3ページ、新旧対照条文をご覧ください。

表の左側、現行の条例では第20条各号において、記載の3体育館を指定管理者に管理を行わせることのできる施設として規定しており、現在、シンコースポーツを指定管理者と指定して管理を行わせているところでございます。このたびこの3体育館に加え、先ほど申し上げました運動公園ほか各施設を指定管理者に管理を行わせることのできる施設とするため、改正案のとおり改正いたします。

改正に当たりましては、現行条例第2条に規定するスポーツ施設であって、既に現行条例第20条第1号及び第2号に定めのある小金原体育館及び常盤平体育館以外のスポーツ課所管の施設である新松戸プール及び新松戸庭球場を新たに第20条各号に加えるとともに、現行条例第3条第2項に規定する有料公園施設のすべてを第20条本文前段に規定した上、当該有料公園施設のうちの一施設である柿ノ木台公園体育館が規定されている現行条例第20条第3号を削除する内容といたしました。

なお、改正文につきましては2ページ記載のとおりでございまして、施行日は来年、平成25年4月1日を予定しております。ただし、施行日前においても指定管理者の指定手続等を行う必要がございますことから、準備行為が可能となるよう、附則第2項を設けることといたしました。

以上が改正条例についてのご説明でございます。

委員長 ありがとうございます。議案第33号につきましてはただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 大変わかりにくいので、確認です。

新旧対照表を見ますと、「次の各号に掲げる施設」というのが「次に掲げるスポーツ施設及び第3条第2項に規定する有料公園施設」ということになったわけですね。このアンダーラインがあるわけですが、そうすると施設がスポーツ施設及び第3条第2項に規定する有料公園施設となりましたので、下の1号から3号まであるうちの1号と2号の小金原体育館と常盤平体育館は今度3号、4号でそのまま右側にスライドしてきていて、新たにふえたのが新松戸プールと庭球場というのはわかりました。ここは何となくわかったんですが、そうすると第3条第2項に規定する有料公園施設ということがここでふえたんですか、条文の中では。

スポーツ課長 公園施設については、栗ヶ沢公園施設内にある庭球場、金ヶ作公園庭球場という形で、公園の中にある施設についてはこのようない方をしてあります。

山田委員 それはももとの現行の1号から3号の中には入ってなかったんですか。

スポーツ課長 これは有料公園施設以外のスポーツ施設です。

山田委員 そうすると、改正後の有料公園施設というのは、今までは指定管理者による管理の、この条例の中では入っていなかったものが入るようになったんですか。それとも別の何か法律でしょうか。

スポーツ課長 今までは小金原体育館、常盤平体育館、この3体育館だけが指定管理の施設だったんですけれども、新たに設けるということで、3体育館プラスこの下線部分の新松戸プールと新松戸庭球場が公園施設以外のもので、柿ノ木台についてはここにありますように、柿ノ木台公園施設ということなので、上の欄にありますスポーツ施設及び第3条2項に規定する有料公園施設ということになります。

山田委員 そうしたら、有料公園施設というのは具体的に幾つか出ていたんですが、柿ノ木台の公園体育館は公園だからこっちに入りますよということで、柿ノ木台と、それからあと何でしたっけ。

スポーツ課長 あとは栗ヶ沢公園庭球場、金ヶ作公園庭球場、松戸中央公園庭球場、それと運動公園内にある各施設です。

山田委員 そうすると、今回の条例の改正によって変化する部分というのは、こちらではアン

ダーラインで新松戸プールと新松戸庭球場がふえたというふうになって、柿ノ木台公園体育館はそっちに含まれるので、3条2項……。

スポーツ課長 を削除します。

山田委員 削除して、3条2項のほうの有料公園施設に入っていますよという意味ですよ。

スポーツ課長 はい。

山田委員 そのほかの栗ヶ沢、金ヶ作、あるいは中央公園の庭球場というのは、もともと指定管理者の対象になっていなかったんですか、いたんですか。

スポーツ課長 今回は入っていますけれども、前回のときにはこの3体育館だけです。

山田委員 そこはわかりました。今回ふえたんですか。

スポーツ課長 そうですね、はい。

山田委員 じゃ、この条例の改正によって、かねて栗ヶ沢と金ヶ作と中央公園、それから運動公園も指定管理者による管理になりますよというふうに変ったということですか。

スポーツ課長 そうです。

山田委員 これから。

スポーツ課長 はい、議会で承認されれば。

山田委員 わかりました。そうすると、こちらの2ページのご説明で出ている2つではなくて、ふえたのはこの2つと、あとは栗ヶ沢、金ヶ作、中央公園、運動公園の。

スポーツ課長 6カ所ですね。

山田委員 6カ所がふえたというふうにイメージすればいいですか。

スポーツ課長 はい。ただ、運動公園の中にはそれぞれの施設がありますけれども、あと残りの栗ヶ沢、金ヶ作、新松戸の庭球場と中央公園庭球場と新松戸プールという形ですね。

山田委員 わかりました。

瀧田委員 そうすると、何条何条といってもその中に内訳が書いてあるわけではないので、平たい言葉で言うと、今使われている学校以外の市民体育館、市民体育施設、そういうところはかなり指定管理者の運営になるということですよ。

スポーツ課長 はい。

瀧田委員 そうすると、スポーツ課さんというのがそういうものに対してどういう位置になるんでしょうか。今までももちろん指定管理の、現場の指導とかやってらしたと思いますが、今度どういうところが名乗りを上げてくるか、指定管理者になるかというのはまだ未知数ですよ。決まってないですよ。

スポーツ課長 はい。

瀧田委員 シンコースポーツさんも今度また契約が新たになりますか。

スポーツ課長 更新をしました。3体育館はシンコースポーツです。

瀧田委員 更新したんですね。

スポーツ課長 はい。

瀧田委員 そうすると、新たに3施設に関してはこの4月に募集するんですか。ああ、4月じゃない。

スポーツ課長 施行予定は来年4月1日からということなんですけれども。ですから、スポーツの中の業務については今現在振興班、それと施設班ということで、施設の管理等は施設班でやっておりまして、その施設班はコスト的にいけば人的なものでは来年度、指定管理権を預けた後はその辺がちょっと整理されるかなというような形になっています。ですから、振興班については今までどおり松戸市の各スポーツ推進のために業務がかなりあります。

振興班は要するに課の中の業務の振興です。

瀧田委員 スポーツ課の中のね。

スポーツ課長 シンコースポーツは今、3体育館の指定管理を受けています。

瀧田委員 いつまででしたっけ。

スポーツ課長 26年度。

瀧田委員 26年までは契約済みですね。

スポーツ課長 はい、契約更新しています。

瀧田委員 今度、来年度というか、新たに25年4月からはまた新しくどこにお願いするかわからないけれども、民間委託になるという。

スポーツ課長 そうですね、公募で予定しております。

瀧田委員 スポーツ課の中には今までどおり施設課と振興班が存在するんですね。

スポーツ課長 それはまだ決定はしておりませんが、恐らくスポーツ課がどこかに縮小して行くような。仕事はいっぱいちゃんとやりますけれども。

瀧田委員 微妙な立場ですよ。ただやっぱり今、全国的な方向としてみんな民間委託にはなっています。それに歯どめをきかせるということはできないんでしょうけれども、生涯学習の中での社会体育というのはきちっとあるべきだと私は思っています。ですから、施設管理というのとスポーツの指導というのは違うんじゃないかなとすごく思っているものから、その辺、縮小だなんて言わないで、強力な存在感を示してほしいと思います。それを

ここで論じるわけじゃないんですけれども、それを前提にした上で私たちは審議しないと、これって賛成ですか反対ですかだけでは済まないような気がするんです。

大きな時代の流れの中で、このことは本当はもう少し時間をかけて審議していきたいと思いますが、専門家の中で話を進めていくということはしたんでしょうか。

スポーツ課長 今回はシンコースポーツの3体育館は別としまして、今回についてはこれからそういった選定委員会等を設定して。

瀧田委員 きょうこれで決まっちゃったら決まるんですよ。

スポーツ課長 指定管理者導入については、あくまでも今、瀧田委員がおっしゃるように、市民サービスの低下といったものがあればやっても意味のないことですから、それが今まで以上に、委員がおっしゃる以上なものをこれから指定管理者とあわせて市のほうも、教育委員会のほうも今まで以上皆さんに市民サービスが提供できるように頑張りたいとは思っています。

瀧田委員 サービスの低下というよりは、社会体育の質の低下という感じにとられなくはないですよ。運営していけばいいというわけじゃなく、その中に教育的な施策が反映していかなければいけなかったんじゃないかなと私は思っていますが。流れの中でいたし方ないところはわかります。

山田委員 ちょっと確認です。その流れ後の確認なんですけれども、指定管理者に移行していくということは、背景として何か市の方針があったんですか。何か年計画の中にこれは入っているのですか、そうであるかどうかを問題にしたいのではなくて、ちょっと教えていただきたいのはその指定管理者が運動公園というかなり広い施設、いろんな複合施設についてまでそうされるということについて、これは条例の改正ですけれども、方向性はどのような方針の中でここまでするのかあるいはこれがまだ中途段階でまだ進める、いろんな課程なのか。それによって得られる目的、効果が何なのかというところをちょっと復習したいんですけれども、教えていただけますか。

スポーツ課長 方針といいますか、平成15年に管理委託制度から指定管理者制度に移行されたときに、市の当時の平成16年10月に公の施設の指定管理者制度導入の基本方針というのを策定しまして、その中に運動施設、スポーツ施設の運動公園等が指定管理者導入の施設として方針に出されていたものですから、それを受けて3体育館も今から2年前ですか、3年前ですか、指定管理者に預けるようになりまして、順番から一番松戸市のスポーツの母体となる運動公園施設を中心に、その附帯しているテニスコート等も指定管理者を導入するという。

そのとき、16年度にその中にはうたってあるんです。

山田委員 わかりました。そうすると、そこで目的とするのは、どういったことを目的として導入するということについては、先ほどの質の低下という、施設の質が低下するんじゃないか、あるいはサービスが低下するんじゃないか。そこら辺をそうさせないというためには、要はこういう方向に持っていくよという条件を指定管理者が、それぞれの民間業者が当然質を担保してもらわなくちゃならない。そこら辺はどういった方向性で指定管理者を募集するのですか。

スポーツ課長 指定管理要領というのがありまして、それに伴って仕様書を策定します。その仕様書の中に市民サービス、スポーツの質の低下がないようなものを取り入れて、公募する指定管理者についてはそのようなものを踏まえて自分たちの事業計画といったものを選定委員会で審査するというようなことになりますので、委員さんはもちろん皆さんご心配だとは思いますが、絶対そういうことにならないようにやらなければやる意味がないですから、やはりこれは民活、そういったものを利用して市民サービスの提供を一層よりよくするというのが第1の目的。コスト削減というのもありますけれども、それが市民サービスを向上させるのが一番の目的ですので、その辺は十分把握してやっていきたいと思っています。

瀧田委員 管理もするけれども、事業もその中でやっていいんですか。

スポーツ課長 そうです。自主事業もできます。

瀧田委員 ですから、要するに請け負った業者さんが事業を展開していくということですよ。

スポーツ課長 そうです。ちなみに、3体育館ではやはり市民の方のニーズといいますか、利用者、その体育館、体育館も1週間を通して、土日は各団体で借りたりやっていますので、3体育館はシンコースポーツのほうで、人が余り利用しない曜日・時間というのがあるわけですね。そこを利用して教室をやったり、そういったものを催しています。ですから、今回はテニスコートとかいろいろな、6施設なものですから、その辺の相手の企画がどういった企画でくるのか、それを見ないとわかりませんが、その辺の中でこれから充実が図れるのが見えてくるとは思うんですが。

瀧田委員 事業計画の審査は当然市のほうで。

スポーツ課長 これは企画管理室のほうを選定委員会を設定するということで。

瀧田委員 スポーツ課じゃなくて。

スポーツ課長 スポーツ課と企画管理室のほうで協議はしますけれども。

瀧田委員 方向性は仕方がないとしても、やってよかったという結果を市民全体が持つという

ように過渡期があって、過渡期はやっぱり大変な問題が出てくると思いますよね。でも、それを大所高所からきちっと方向づけをしていただかないと、ある意味任せっきりというのはとても心配です。

それから、業者が教室をやったときに、一番私たちが心配するのが、私たちは市民活動としてやってきたときは自主運営ということをもとに、第1にして、自主的に役割分担をしながらやっていくわけですね。それとともに多少のレベルアップというのもやっていくわけなんですけど、企業がやった場合はどうも見ているとその時間だけ来て、その時間だけ動いて帰っていくという。個人の要求を満たすことはある程度できているんだらうけれども、そこから何か市民活動に発展していくということは、余りないわけですね。長い間、私たちがスポーツ課さんと一緒に力を合わせてやってきたのは、市民活動として自立のスポーツ団体をつくっていくということから努力してきたものですから、そういう時代が終わったわけですね。受けて、ただそこに行って、体を動かして元気になればいいということなのかなというふうに思うわけです。スポーツを通して市民活動に広げること市民としてギブアンドテイクが薄れていきますね。

やっぱり現場が混乱するだろうなというふうに思うわけです。それを余り混乱期を長くしないで。

スポーツ課長 これ、附則にもありましたように、そのようなことがあれば、管理者が来年の4月1日から施行ということであれば、その事前にその2カ月、3カ月かけて指定管理を受けるところと協議を重ねて、こういう形でやるという時間をとるようにはしております。

瀧田委員 やっぱり何とか委員会みたいなのを立ち上げてちゃんと方向づけをやらないと。

川村委員 選考委員会ですね。

スポーツ課長 指定管理者の選考委員会というのは、もちろん先ほど申しましたように、企画管理室のほうで委員を選任して、委員会を設置し、とり行いをやりますので、そこで相手方が出す事業計画、そのようなものについてそれに点数をつけて、その会社に管理を。

瀧田委員 選考委員会はその後もずっとある程度追跡していく役割はあるんでしょうか。

スポーツ課長 年に1回、評価委員会を開催します。

瀧田委員 評価していくのですね。

スポーツ課長 はい。ですから、今3体育館の指定管理をしていますシンコースポーツのほうもやっております。

川村委員 基準があると思います。選考委員会としても公募制で指定管理者を決める上での条

件というのがあると思います。

スポーツ課長 はい。

川村委員 さっき瀧田先生も言ったように、大事な部分が欠けていってしまうので、その部分のところを大事にしてほしいということをおっしゃっていると思います。

スポーツ課長 総務省のほうで指定管理のそういった選考についての基準、ひな形といいますか、こういったものはすべてクリアするような選定理由を設けなさいというようなものがあるわけなんですけれども。まして、今回スポーツ施設なものですから、今の状況に応じた形の中でその選定基準をつくって、それによって出される内容を採点して決定するというようなことになると思うんですね。

川村委員 応募する会社が1つじゃないからね。

スポーツ課長 今回はかなり応募があるかもしれません。

川村委員 多いですね。

スポーツ課長 数十社というか、そのぐらい手を挙げてくるところが。要領を、指定管理者制度の今回用意している指定管理者募集要領というのを、7月1日の広報におきまして。2日からもうそういった資料をとり、会社に来た時点で、大体どのくらい手を挙げるところがあるかというのがわかるんですけれども、今の段階だと数十社は間違いはないとは思いますが、まだ何社というのは。

瀧田委員 説明を聞きに来るのと、実際に入札のときまでキープできるかというのはまた別問題ですね。

スポーツ課長 そうですね。要領を見て、ちょっとうちじゃ無理かなというようなところも。

瀧田委員 説明は何十社くらい来てもおかしくはない。慎重に監督をある程度きちっとやっていくということがお願いですね。それをお願いして、スポーツ。松戸市って結構スポーツが盛んじゃないかしら。それがみんながよりよい方法で子どもから高齢者まですべての年代の人がスポーツに親しむということが満遍なくできればいいかな。またここでマスタープランの何ていうの、総合型、あれをやるでしょうしね。旧来あったスポーツ施設は民間委託するという方向なんですね。だけど、運動公園は大きな施設だからね。陸上競技場にしても。あれは公式でしょう。

スポーツ課長 公認です。

瀧田委員 公認ですね。

山田委員 ちょっといいですか。条文づくりのところだけ。3条2項に規定する有料公園施設

というのは、3条2項に列挙されているんですよね。先ほどおっしゃった栗ヶ沢、金ヶ作、中央公園、それから運動公園、それぞれ公園施設として列挙されてされているんですよね。

スポーツ課長 はい。

山田委員 その3条2項に規定する有料公園施設というのは、名前が特記をされて列挙されるんですか。

スポーツ課長 すべて公園の名称という形です。

山田委員 そこには柿ノ木台公園というのも入って。

スポーツ課長 入っています。柿ノ木台公園として。

山田委員 そうすると、今まで柿ノ木台公園体育館はここで別個に規定されていたのは、何かそれは解釈の違いですか。それとも今回そっちは訂正しなくていいんですか。非常にわかりにくい案なものですから、それは何でかなと思ったんです。

スポーツ課長 有料公園施設、公園内にある有料施設ということで今ありますのが金ヶ作公園、松戸中央公園、松戸運動公園、栗ヶ沢公園、柿ノ木台公園と。

山田委員 柿ノ木台公園というのはもともとあったんですか。

スポーツ課長 あとはスポーツ施設の名称という形で条例にはうたってあるんです。その有料施設、スポーツ施設の名称ということで、うちとは関係ありませんけれども、松戸市東部スポーツパークの体育館等、それと松戸市クリーンセンター、松戸市新松戸プール、松戸市新松戸庭球場、松戸市小金原体育館、松戸市常盤平体育館、松戸市和名ヶ谷スポーツセンターというような形で記載してございます。あくまでもスポーツ施設と有料公園施設というように、2つに大きく分かれていまして、その中にある施設です。

山田委員 わかりました。じゃ、そこはもともと入っていたからいいと。はい、わかりました。

委員長 ご提案の新旧対照表の附属でもいいですから、3条2項もここに添付されるとわかりやすかったんだと思いますね。下線部分だけの文言の修正で済むと思っておられたんでしょうけれども、それはそれで理解はそれできますが、具体的に3条2項って何だろうなというのも、委員の皆さんの知りたかった点だと思います。

スポーツ課長 わかりました。

委員長 それと一緒にわかりやすかったと思います。

スポーツ課長 これから議会のほうの説明もございますので、そのような部分は検討します。

委員長 準備されたほうがいい。

瀧田委員 書いてね。そうじゃないと。

委員長 瀧田委員や皆さんが心配された松戸市におけるスポーツの、いわゆる質の向上と市民スポーツのあり方というのは、恐らくここで議論するよりも、スポーツ推進審議会で議論されるとよいでしょうね。そこで議論されたテーマが指定管理者制度とどのような形でリンクしながら、いい形で松戸市のスポーツが推進されるかということになりますね。したがって、それはもう一度頭に入れておいてください。

スポーツ課長 はい。

委員長 審議会でどんどん議論していただきたい。つまり、ここでも前にいろいろ議論しましたスポーツ振興法がスポーツ基本法になった、そのときにここで議論しました。先ほどの功労者の表彰も、若い人にやむを得ずやめていただくのは仕方ないんだけど、こういう人たちにスポーツ基本法を伝えていってほしいという気持ちがありましたね。振興法のとくと違って、スポーツ基本法はスポーツは国民の財産であると、世界の財産であるというふうな書き出しでした。あれを我々はここで大事にしたかったわけです。その財産であるという発想を松戸市のスポーツの中にどうやって植えていくか、あるいは浸透させていくかということはとても重要な議題でしたね。スポーツ振興推進審議会でもそういうことは議論していただきたいし、スポーツ内の体育指導委員がスポーツ推進委員になった。推進委員になったという名前の変更は単なる名称の変更ではない。魂がその中に入っているということ伝えてほしいということでした。そこを大事にしたいんですね。

だから、今回の指定管理者制度というのも単にアウトソーシングするということではない。施設と事業と松戸市のスポーツ全体を含んだ形で議論していただきたい。それでスポーツ推進に役立つのであれば大いに結構。これがむしろ低下するのであれば、何のためにそれをするのかということ、皆さんちょっと心配されているわけです。そういった意味で、スポーツ推進審議会、この人たちとも大いにそこは詰めていただきたいと思いますね。ということよろしいですか。

瀧田委員 はい。

委員長 恐らく瀧田委員の言いたかったことはそういうことだと思います。

瀧田委員 いただいてありがとうございます。

委員長 それでは、条文の3条2項がないので、ちょっと苦しいですが、3条2項の変更も恐らくあるんだとは思いますが、こちらに出てないのでわかりません。和名ヶ谷、柿ノ木台は、もうこれは2条の中にはない。3条2項の列挙というのは、特に列挙は別表になるんですか。一番下に柿ノ木台公園があるわけ。これが添付されていればよかった。これの変更はない

わけですね。

スポーツ課長 はい。

瀧田委員 ちゃんと書いておかないとね。

委員長 ということで、2条、3条2項の変更はないようです。したがって、ここでは20条の変更について審議をするということによろしいかと思えます。教育長、よろしいですか。

教育長 申し訳ございません。

委員長 それでは、熱心に議論いただきましたが、議案第33号「松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例」案については、これで質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、これより議案第33号を採決いたします。

議案第33号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第33号は原案どおり決定いたします。どうもご苦労さまでした。

2時間過ぎましたが、継続してよろしいですか。休憩入れないでよろしいですか。

◎議案第34号

委員長 それでは、議案第34号「平成25年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」を議題といたします。

ご説明願います。

指導課長 議案第34号「平成25年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」承認を求めます。

提案理由は記載のとおりです。

初めに、訂正をまことに申しわけございません。よろしくお願いいたします。

1行目の終わりのところでございますが、「第13条4第項」となっておりますが、「第13条第4項」の誤りでございます。大変申しわけございません。訂正をお願いします。

平成25年度は義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律施行令第14条により、小学校及び中学校の教科用図書は4年間は同一の教科用図書を採択することになります。ただ

し、学校教育法の附則第9条に規定する特別支援学級で使用される教科書につきましては、検定教科書の規定から除かれるため、毎年採択されることとなりますので、採択地区協議会規約及び採択に関する一般方針についてご承認いただくものでございます。

2ページをごらんください。

目的につきましては、法に基づき松戸市教育委員会が平成25年度に松戸市立小中学校で使用する教科用図書を適正に採択することを目的といたします。

2、採択の方針でございますけれども、法に従いまして、東葛飾西部採択地域内にある市との協議の上、種目ごとに同一のものを採択するものといたします。

3、協議会規約の遵守でございますが、協議会規約については4ページ、5ページに記載のとおりでございます。なお、今年度、平成24年度の協議会事務局は流山市となります。

4、協議会の委員の件につきましては記載のとおりです。

5、候補図書の公表ですが、各委員が推薦した候補図書についての公表はしないものといたします。

6、採択図書の決定につきましては、協議会が種目ごとに選定した教科用図書については、松戸市教育委員会会議でこれを採択致します。

7、情報開示については、記載のとおりです。なお、松戸市教科用図書選定の基本的な観点につきましては、内容として7項目。組織配列で3項目。表現について2項目。造本について2項目記載のとおりでございます。

以上です。

委員長 いかがでしょうか。これは従来と変わらないですね。

指導課長 はい、変わりございません。

委員長 今年度協議すべきことは、通常の教科用図書については大体4年間だから、ことはそれはしない。

指導課長 はい。

委員長 毎年審議しなければならない事項として附則9条本を審議するだけとなります。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第34号につきましては質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第34号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第34号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第35号及び議案第36号

委員長 次に、議案第35号及び第36号になります。議案第35号及び第36号は、いずれも個人に関する条項を扱います。特定の個人を識別することが可能な案件でありますので、市と当該個人との間における交渉の結果に基づく事案でありますので、公にすることが当事者の地位を不当に害するおそれがある案件となります。そこで秘密会としたいと思います。

お諮りします。

松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決をとらせていただきます。

これより行う教育委員会会議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これより秘密会といたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴人はご退席願います。

お残りいただきますのは、生涯学習本部長、学校教育担当部長、企画管理室長、学務課長、学務課長補佐、以上でございます。その他の方は退席してください。

(以後秘密会)

委員長 議案第35号及び議案第36号については、原案どおり承認いたしましたことを報告いたします。

本日の議題は以上です。

◎その他

委員長 「その他」に移ります。

ここで事務局より松戸市における放射能対策について報告があります。

指導課長 それでは、報告させていただきます。

小金中学校科学部がロボカップジュニア大会で世界大会に参加することになりました。そ

のご報告です。

ロボカップジュニア大会とは、文部科学省の外郭団体である科学技術振興機構が国際科学コンテストの一つとして公認している事業です。

お手元の資料をごらんください。ほかの公認事業につきましては、日本数学オリンピックや日本生物学オリンピック等がございます。大会はサッカー部門、レスキュー部門、ダンス部門の3つの部門がございますが、小金中学校科学部はダンス部門に出場いたしました。ダンス部門につきましては、14歳以下のプライマリーと、それから主に高校生で構成されるセカンダリーという2つのカテゴリーがございますが、このうち高校生主体のセカンダリーにエントリーをいたしました。ロボカップの世界大会までの成績でございますけれども、昨年11月27日、千葉市で行われました県大会で優勝候補の渋谷幕張中学・高校の連合に勝ちまして、見事県大会優勝。続きまして、東京の玉川大学で行われました関東大会でも12月に優勝いたしました。それを受けまして、24年3月に兵庫県尼崎市で開催されました全国大会に参加し、これも見事公立中学校の単体の科学部として4位という快挙をなし遂げました。1位、2位、3位の学校は高等学校であるとか、高専であるとか、そういう学校の中で、公立学校の科学部が4位という大変すばらしい成績をおさめました。

世界大会の出場資格は上位2チームのみですけれども、4月10日に実行委員会から2位、3位のチームが主要メンバーが高校を卒業してしまったということで、辞退したという連絡が入りまして、4位の小金中学校が繰り上げで世界大会に出場ということになりました。世界大会へ出場する部員の予定は13名でございます。世界大会が開催されますのはメキシコシティでございます。6月18日よりメキシコシティで開催されます。世界大会ということで、テーマを日本の中学校を紹介するというテーマにかえて、今、世界大会に向けて練習をしております。発表、インタビューはすべて英語で行われるということですので、英語の練習に現在励んでいるところでございます。

以上、小金中科学部の活躍についてのご報告を終わらせていただきます。

委員長 ありがとうございます。何かご質問ありますか。

このダンス部門というのはどんなことをやるんですか。

指導課長 本当は映像を見ていただくとわかるんですけども、10体のロボットがそれぞれの役割をしまして、「ロボ太のお受験」というテーマで、ロボ太というメインのロボットが中学校受験をするというストーリーに基づいて動いていきます。それで問題を解いたりダンスをしたり、それから合格発表を見たり喜んだりというのを、全部支度から何かを含めて

5分以内でやるという規定があるようでして、その中で10体のロボットをセンサーで動かしてやっていくものです。

企画管理室参事補 後程映像を準備しますのでご覧ください。

山田委員 指導する先生がなれた先生がいらっしゃるんですか。

指導課長 はい。高城教諭という理科の教諭が指導しております。そのほかにもう1人、澤田教諭という。これは特別支援学級の担任ですけれども、それもあわせて2人で指導体制を組んでやっております。

川村委員 メンバーは何人ですか。13名。

指導課長 この大会に当時は15名でございましたけれども、13名しか世界大会には行きません。それは体のぐあいの関係で、ぜんそくがあったり、そういうことがちょっと海外へ出ると心配だということで、2人は希望しておりません。

川村委員 お金は……。

教育長 お金は集めています。

委員長 集まったんですか。

指導課長 頑張っているんですけれども、なかなか思うように集まらない。

委員長 そうですか。

指導課長 以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

保健体育課長 もう1点。

委員長 お願いします。はい、どうぞ。

保健体育課長 それでは、保健体育課のほうから、前回の放射能に関する報告の続きということで、3点ほどお話をさせていただきます。

まず1点目です。放射能測定の最新の数値です。5ポイント定点測定をしております、その校庭の平均の数値を2週間に1回公表しております。最新ですので、4月23日から5月6日までの2週間の間の数値になりますが全校0.23以下であり、国の基準を下回っております。ですから子どもたちの動線の一番のメインである校庭の平均が0.23以上のところはどこもありません。

また、今、教育施設課のほうが中心になって4月2日から天地返し等の工事に入っております。この工事が24校ほどの小学校が終わっております。地域に若干差がありますが、低いところで0.09まで下がっております。24校の中では0.09から0.18までの間の数値で下がって

います。24校全て0.1台に下がっているというような状況です。これが1点目です。

2点目です。プール水の放射線の測定です。昨年度、飲料水の基準が200ベクレルでした。この4月1日から飲料水の基準が何と20分の1の10ベクレルに下がりました。その関係で、プール水の基準も10ベクレルに合わせる関係で、昨年度までは簡易測定と言われる検査だったんですが、本年度は精密検査で、1ベクレル以下まで測定できる精度の高い精密検査をお願いしています。検査結果は1ベクレル以下は不検出ということになります。中学校のほうは水泳指導が始まっていますので検査した学校で、小金南中、河原塚中学校は不検出という結果が出ております。昨年度の飲料水の200ベクレルから比べると、200分の1以下の基準で子どもたちに水泳指導をしていることになります。

県の薬剤師会の検査センターで全学校65校、2回測定を予定している市町村は松戸市だけという話を聞いております。非常に丁寧にプール水の測定に関しても対応をしているということで、お話を伺いました。

そのような意味でも各学校のプール清掃は今まで以上に入念に、また、排水口は高圧洗浄機で流したりとか、測定器を持ってプール清掃をしている学校もあります。

今の取り組みをしている中で、不検出という結果が出たならば、ぜひ保護者や地域に積極的に情報発信をしてほしいということを校長会でもお願いしております。昨年度よりも200分の1以下の基準で不検出という結果であるならばそのことを戦略的に本当により安心してプールで泳げることをアピールしてほしいということでございます。

最後の3番目です。今お話ししましたプール清掃やヤゴとりについてです。昨年度プール清掃やヤゴとりは児童にさせない。職員の手で実施してほしいと全校に伝えました。それに関しては、今年度も若干状況は和らいだとはいえ、まだまだ安心できるような状況ではありませんので、今年度もプール清掃やヤゴとりは職員の手で、児童にはさせないという方向で指導しており、学校現場のほうには連絡してあります。

以上3点報告させていただきました。

委員長 ありがとうございます。

教育長 今、校長と面接しているんですが、学校によっては保護者と一緒にやると思いますが、とにかく子どもにやらせないようにしています。

放射能問題から離れますが、小中が一緒に引きとり訓練をしているところもあります。ただし、苦情もあるようです。

山田委員 それは保護者にとってもまあまあ大きな方向性として間違っていないと思います。

教育長 中学生も引き取りと言われると、確かに面倒くさいなと思っているんだろうなと思います。本番のときはやらないとまずいと思うんですけれども。

山田委員 首都圏直下型みたいなのが来たときにどうするか。いろんな想定をしておかないといけない。

委員長 さっきの放射線のことですが、ミキシング調査はその後どうなっていますか。

保健体育課長 ずっと続けております。

委員長 それはみんな……。

保健体育課長 公表しております。

委員長 不検出という……。

保健体育課長 一切出ておりません。タケノコの産地なんかもきちんと公表しております。タケノコに関しましては結構問い合わせがありますが、今は鹿児島産、九州産が主です。

委員長 情報を発信するのが怖かった面もあるけれども、それこそ結果が出ていれば全然恐れることはないと言ったら語弊があるけれども、住民の皆さん、保護者の皆さん、それを聞いたら安心するでしょうね。ホットスポットで大分にぎわせましたから。

ところで教育長、東葛の教育長会議というか、その辺で話題になりますか。

教育長 なります。市によって問題意識の濃淡はあると思います、当然違う。ただ、何ていいますか、グラウンドが中心ですので、それ以外のところになりますと0.4ぐらいの場所はこの市も抱えているものと推測しています。

委員長 やっぱり通学路ですよ。子どもたちの通学路をどうやって測定し、仮に放射線が高ければそれを除染していくかですね。今、校庭をお話しされたわけですね。

教育長 はい。

委員長 あとは通学路をどうやって安全にしていくか。

教育長 校庭以外も高いところにつきましては、取り組んでいます。問題は天地がえしても、そこにまた水がたまったり、濃度が高くなる可能性もあると思います。

委員長 でも、これから運動会、体育祭があるから、保護者の皆さん、心配されていることは心配されていた。その意味で今回はかったところ、そのような状況だから、運動会というんですか、それについてはご心配ないということですね。

教育長 体育祭に間に合わない学校もいくつかでるかもしれません。当然業者も限られているからですが、可能な限り対応したいと思います。

川村委員 体育祭の件ですが、小学校は、大体1学期やることになったようですが多くなった

のですか。

保健体育課長 実は小学校は44校ありまして、今回1学期にやる学校が41校です。秋が3校。

これは何ととっても熱中症の関係です。

やはり保護者は熱中症の怖さというのを物すごく敏感に感じています。昨年度も、保護者の熱中症に対する意識が高いので、学校側もそれにこたえて工夫した対策を講じていました。また、秋から春に運動会を実施するとかです。ただ、春に移行したとしても決して安心ではありません。

保健体育課長 今年度、熱中症に関して各学校に冷凍庫と可動式のクーラーボックスを配備します。要は氷やタオル等を冷やし、アイシングができるものをテントに置き活用できるようにと配備します。また、遮光ネットのセットとミストシャワーのセットも一式追加ということで、今配備している最中です。熱中対策でフルに活用してほしいと思います。

教育長 保体課長から説明しましたように、かなりそれでぐあいが悪い子どもの数が減ったんですよね。

保健体育課長 一昨年度59名だったのが、昨年度は18名でした。救急搬送された数が約3分の1以下になりました。

委員長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆さん、何かご意見ございますか。何かご提案があれば議論しますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

企画管理室長 平成24年6月定例会でございますけれども、平成24年6月7日の木曜日、午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

委員長 ということですが、いかがですか。6月7日、木曜日になります。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、確認いたします。

次回教育委員会会議は平成24年6月7日木曜日、午後2時から、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

委員長 以上をもちまして、平成24年5月定例教育委員会会議を閉会いたします。

長い時間、どうもありがとうございました。

閉会 午後 5時00分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員